

## 綾瀬市止水板等設置助成金

### ○制定理由

・近年多発する集中豪雨等による浸水被害は、市民生活・社会経済活動に重大な支障をきたしており、浸水被害の早期解消が望まれている。

しかし、浸水対策事業は、長期期間と多額の費用が必要であり、浸水被害家屋の早期解消を図るため止水板等設置助成金制度を設け安心・安全なまちづくりを目指す。

### ○補助対象者

過去に浸水被害（市で把握しているもの）があった場所（浸水被害を受けた区域）で、市内の住宅または事業所（工場、店舗、事務所）に浸水防止施設を設置した者。

ただし、仮設及び事業者が売買を目的として所有する住宅、新築建築物、空き家、国または地方公共団体が管理する施設や国民健康保険税及び市税並びに下水道使用料を滞納している者等を除く。

### ○補助対象となる製品、工事

1. 浸水に耐える材質で浸水被害を防止するための構造物の工事（止水板、止水機能を有した塀）
2. 工事を伴わない止水製品の購入（止水シート等）

### ○補助金額

浸水防止施設の設置に要した費用の2分の1とし、50万円を上限（1,000円未満は端数切捨て）

### ○申請の流れ

事前相談



申請



浸水被害の状況を、下水道課、危機管理課、道路管理課で確認  
交付決定



補助対象者発注



完了報告



補助額確定



請求書、補助金交付

### ○必要書類

申請時：位置図、平面図、構造図、見積書、土地及び家屋の登記事項証明

完了時：竣工図、工事写真、請求書